

低入札価格調査を適用する入札に関する公告事項

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項（同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）及び朝来市低入札価格調査実施要綱に基づき低入札価格調査を適用する入札においては、関係法令に定めるもののほか、この公告事項によるものとする。

1. 低入札価格調査の適用による入札、契約手続き

(1) 入札の執行

① 低入札価格調査基準価格及び失格基準価格の設定

契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合の基準として**低入札価格調査基準価格及び失格基準価格（失格基準価格未満の入札は、それのみを理由として失格となる。）**を設ける。

② 入札の執行

入札の結果、失格基準価格以上で低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、**落札の決定を保留し入札を終了する。**

③ 調査関係資料の提出

調査対象者（失格基準価格以上で低入札価格調査基準価格を下回る入札を行った者のうち、最低の価格で入札を行った者）は、**期限までに低入札価格の調査に係る資料を作成し提出する。**

(注) 調査対象者が 2 者以上ある場合は、くじにより調査対象者を決定する。
調査対象者となるべき同価格の入札をした者は、くじ引きを辞退してはならない。

(2) 低入札価格の調査

調査対象者より低入札の調査に係る資料の提出を受け、事情聴取等により契約の内容に適合した履行が「可能」か「否」かの調査及び審査を行う。

(3) 落札者の決定

- ① 審査の結果、履行可能と認められた場合は、調査対象者を落札者とする。
- ② 落札者の決定後、落札者及び他の入札参加者（失格者を除く。）に落札者の決定について通知を行う。
- ③ 審査の結果、履行が困難と認められた場合は、他の入札者のうち失格基準価格未満の入札者を除き、最低の価格で入札した者から順次（1）③から（3）②までと同様の手続きを行う。（ただし、入札額が低入札価格調査基準価格以上の価格の場合、指名競争入札のときはその場で、一般競争入札のときは事後審査により落札者を決定する。）

2. 低入札価格調査を適用する入札に関する注意事項

- (1) 失格基準価格を下回った入札を行った者は、**失格**とする。
 - (2) 低入札価格調査基準価格を下回った者は、**最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。**
 - (3) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、**事後の事情聴取等調査に協力しなければならない。**
- (注) 調査に協力しない等不誠実な行為を行った場合は、**指名停止**を行う場合がある。

3. 低入札価格調査基準価格及び失格基準価格の算定式等

(令和5年4月1日以降の公告及び通知から適用する。)

- (1) 入札書比較低入札価格調査基準価格（入札書比較最低制限価格）
 - ① 当該工事の予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（税抜）
直接工事費 ×0.97
+ 共通仮設費 ×0.90
+ 現場管理費 ×0.90
+ 一般管理費等 ×0.68
(スクラップ控除は直接工事費から控除する。)
 - ② 上記による算定額が予定価格算出（税抜）の基礎となった価格の100分の92を超える場合は、100分の92とする。
100分の75に満たない場合は、100分の75とする。
- (2) 入札書比較失格基準価格
 - ① 当該工事の予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（税抜）
直接工事費 ×0.90
+ 共通仮設費 ×0.70
+ 現場管理費 ×0.90
+ 一般管理費等 ×0.68
(スクラップ控除は直接工事費から控除する)
 - ② 上記による算定額が予定価格算出（税抜）の基礎となった価格の100分の92を超える場合は、100分の92とする。
100分の75に満たない場合は、100分の75とする。
- (2) 端数処理
上記(1)(2)で算定された際の端数は、朝来市工事請負契約に係る最低制限価格設定要綱（平成27年朝来市告示第88号）第3条の規定のとおりとする。

4. 低入札価格の調査に係る提出書類（2部提出）

No.	書 類 名	
1	低入札価格調査に係る調査資料の提出について	様式第1号
2	誓約書	様式第2号
3	設計図書の内訳に対応した積算内訳書	任意様式
4	入札額決定理由書	様式第3号
5	対象工事付近の手持工事（受注）状況一覧表	様式第4号
6	対象工事箇所と事業所又は資材置場との関連（地理的關係）	様式第5号
7	使用予定資材調達一覧	様式第6号
8	使用予定機材調達一覧	様式第7号
9	予定施工体制	様式第8号
10	労務者の配置の見通し	様式第9号
11	建設副産物の搬出先（予定）一覧	様式第10号
12	建設業法違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況報告書	様式第11号
13	直近2決算分の決算書（写し）	自社様式可
14	直近2決算分の経営事項審査の結果通知書（写し）	
15	建設業の許可通知書（写し）	
16	その他必要と認められる事項に関する書面	指示がある場合

(注) NO. 3「設計図書の内訳に対応した積算内訳書」は、公告及び通知時に配布した**朝来市作成の設計図書と同じ項目内容**とし、「**工事価格**」と「**入札額**」は**当然に同額である**こととする。

5. 契約保証金等

- (1) 低入札価格調査により落札した場合の契約保証金
契約金額の**10分の3**以上
- (2) 低入札価格調査基準価格（最低制限価格）以上で落札した場合の契約保証金
契約金額の10分の1以上
- (3) 前払金等
前払金、中間前払金、部分払については、従前のとおり